

# 岐阜県公報

## 目次

告示

知事指定薬物の指定

(薬務水道課)

ページ

号外(一) 令和元年八月二十九日

## 告示

岐阜県告示第百八十三号

岐阜県薬物の濫用の防止に関する条例(平成二十六年岐阜県条例第五十六号。以下「条例」という。)第九条第一項の規定により、知事指定薬物を次のとおり指定するので、同条第四項の規定により告示する。

令和元年八月二十九日

岐阜県知事 古田 肇

### 一 知事指定薬物の名称

- 1 N フェニル N (一) (ニ) フェニルエチル) ピペリジン 四 イル] シクロペンタンカルボキサミド及びその塩類 (通称 Cyclopentyl fentanyl)
- 2 五 ベンチル ニ (ニ) フェニルプロパン ニ イル) ー H ビリド [四・三 b] インドール ー オン及びその塩類 (通称 CUMYL PEGACLONE E)
- 3 五 (五) フルオロペンチル) ニ (ニ) フェニルプロパン ニ イル) ー H ビリド [四・三 b] インドール ー オン及びその塩類 (通称 5F CUMYL PEGACLONE)

### 二 指定の理由

条例第二条第七号に掲げる薬物に該当し、県の区域内において濫用されるおそれがある認められるため。

### 三 指定の効力が発生する日

令和元年八月三十日

岐阜県公報 号外 毎週

(火曜日)

発行

(休日) (休日に当たる) (ときは翌日)

令和元年八月二十九日

令和元年八月二十九日発行

発行者  
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一号  
岐阜県庁

編集  
岐阜市三輪ふりとびあ十三  
岐阜文芸社